

監査報告書

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の 2025 事業年度（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分（損失の処理）に関する書類及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

1. 主要監査事項

2025 事業年度の監査活動を通じて、確認・検証を図った主要な監査事項は以下のとおりである。

- 関係法令及び諸規程等の遵守状況
- 中長期/年度計画達成状況、業務執行状況、業績自己評価の妥当性
- 内部統制の体制並びにその運用状況及び有効性
- 重要リスクの評価及び管理・対応状況(コンプライアンス、文書管理、個人情報保護、情報セキュリティ、不正・事故防止等)
- 資産の取得・管理・処分の適正性
- 入札・契約の公正性、情報公開・情報開示の適切性
- 事業報告書、財務諸表及び決算報告書の内容並びに会計処理の適正性

2. 監査の実施方法及び内容

- (1) 監査実施に先立って、2025 年 6 月に監査計画を策定し、理事長に提出・説明するとともに、経営会議にて監査計画および重点監査事項について説明・報告した。
- (2) 同計画の年間スケジュール等に則り、本部に対する期中監査、本部管理部門に対する期末監査、並びに経理部、経営企画部及び会計監査人に対する決算関係監査を、資料に基づき説明を受け質疑・確認を行なうことで、順次実施した。海外事務所に関しては、欧州事務所及び北京事務所の監査を実施した。
- (3) 年間を通じて随時実施した監査は、以下のとおりである。

① 重要会議への出席

経営会議、内部統制・リスク管理推進委員会及び情報セキュリティ委員会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、業務運営に関わる内部統制が有効に機能していることを確認した。また、2025 年度業績評価に係る業績評価点検委員会の審議内容を確認し、同委員会の公正性及び自己評価の妥当性を確認した。

② 契約関係

A. 契約・交付審査委員会への出席

- ・ 契約金額が 2 千万円を超える案件に係る契約先・補助先の選考審議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、選考が公正に行なわれていることを確認した。
- ・ 併せて、競争性のない随意契約（新規）の事前点検が適正に行なわれていることを確認した。
- ・ 理事長の兼業先である会社並びにその関係会社の審議案件については利益相反に係る機構の規程に沿い、契約・交付審査委員会において都度相反状況の有無について報告を受けて、監事として確認承認した。

B. 資料に基づく説明及び質疑・確認

- ・ 上記契約・交付審査委員会に付議されない案件のうち契約金額が 100 万円を超える案件並びに契約金額が 10 万円以上 100 万円以下の少額随意契約案件につき、四半期毎に、個別契約リストにより報告を受け、適正性を確認した。

C. 契約監視委員会の開催・審議

- ・ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）及び「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）並びに「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づき、「調達等合理化」に係る計画及び自己評価結果を点検するとともに、「競争性のない随意契約」、「一者応札・応募案件」、「公益法人に対する支出」の妥当性について審議するもの。2025 年度は、2025 年 6 月 6 日に対面で、6 月 19 日から 24 日に書面で開催された審議内容を確認した。

③ 情報公開関係

- ・ 情報公開を求められている事項について、毎月、四半期毎、各年度の公開に際して、それぞれ資料に基づき報告を受け、公開が適切になされていることを確認した。

④ 重要書類回付・報告

- ・ 理事長決裁に係る全ての法人文書並びに規程類の新設・改定に係る全ての法人文書の回付を受け、内容及び手続の適切性を確認した。
- ・ 内部監査結果報告、法人文書監査結果報告、個人情報管理状況監査結果報告、情報セキュリティ監査結果報告等の報告に基づき、担当部と意見交換し、問題点の有無・対処状況等を確認した。
- ・ その他の機構運営に関わる重要な報告等について、関連文書の回付または口頭報告を受けて内容を確認した。

⑤ 経済産業大臣宛て提出書類の調査

- ・ 通則法第 19 条第 6 項に従い、「通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類」、「その他経済産業省令で定める書類」について、経済産業大臣宛ての提出に先立って調査を実施し、適正性を確認した。

⑥ その他

- ・ 経営会議における理事長及び理事間の意見交換状況において、各役員のより良き経営および業務改善への取組姿勢及び総合的な俯瞰性・機動性の発揮状況を確認した。
- ・ 研究評価委員会を傍聴し、プロジェクトの実施状況及び評価の客観性を確認した。
- ・ 研究成果報告会、成果報告イベント、機構内研修、イノベーション戦略センター定例会議等を傍聴し、業務の実施状況等を確認した。
- ・ 個別事案等に関して、随時聴取・確認を実施した。
- ・ 役員の職務執行に関しては、本人からの確認書をもってその状況を確認した。

(4) 監査結果の報告及び意見交換等を、以下のとおり行なった。

- ・ 期中・期末監査の結果については、記録文書を作成の上、理事長・副理事長に報告し意見交換を実施した。
- ・ 内部監査部門とは、より効果的・効率的な監査を実施するべく、監査計画及び監査結果等について情報交換を行なった。
- ・ 会計監査人とは、会計監査計画及び期中会計監査結果について意見交換を行なうとともに、「会計監査人の職務の遂行に関する事項」につき説明を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適切な監査を実施していることを確認した。また、期末会計監査終了後には、同監査結果につき報告を受け、内容を確認した。

認した。

3. 監査の結果

- (1) 機構の業務運営は、関係法令及び業務方法書等を遵守の上、中長期目標に則って策定された中長期計画及び年度計画に従い、効果的、効率的に実施されている。
- (2) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められず、善管注意義務違反や忠実義務違反等も認められない。利益相反も適切に管理されており、契約・交付審査委員会においても相反と見做される行為は認められていない。
- (3) 各会議体等を通じて情報の共有と認識の統一を図る体制が構築されており、内部監査の他、法人文書監査、個人情報等の取扱いに係る監査、情報セキュリティ監査が規程通り実施され、また、内部統制・リスク管理推進委員会、情報セキュリティ委員会も機能している。情報セキュリティマネジメントシステム国際規格（ISO/IEC27001）の認証取得は認証更新も行われている。リスク事案等発生時の対応についても、より良き業務運営を目指した取組が実践されており、総じて、内部統制は有効に機能しているものと認められる。
- (4) 業績は概ね順調に進展しており、業績に対する自己評価も、業績評価点検委員会による妥当性チェックを経て、適正に行なわれている。
- (5) 資産管理は適正に実施されており、入札・契約の公正性も確保され、また、情報公開及び情報開示の適切性も維持されている。
- (6) 事業報告書は、法令に従って機構の状況を正しく記述しているものと認める。
- (7) 財務諸表は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、機構の財務面の状況を適正に表示しているものと認める。
- (8) 決算報告書は、機構の予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認める。

(9) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の体制、方法及び結果は相当であると認める。

4. 過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見
特段記載すべき問題は認められない。

2026年6月16日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

監 事

数 田 敬 介



監 事

福 嶋

